

# 成蹊大学経済経営学会会則

(名称)

第1条 本会は、成蹊大学経済経営学会と称する。

(目的)

第2条 本会は、経済、経営その他の諸学に関する学術の研究及びその普及を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学会誌「成蹊大学経済経営論集」の発行
- (2) 研究会の開催
- (3) 講演会の開催
- (4) その他本会の目的にかなう事業

(会員)

第4条 本会は、次の者をもって会員とする。

- (1) 名誉会員 成蹊大学名誉教授の称号を得た旧正会員及びそれに準ずる者
- (2) 正会員 成蹊大学経済学部並びに経営学部（以下「両学部」という。）に所属する教授、准教授、専任講師及び助教
- (3) 準会員 本会の目的に賛同する者で、学会が認めた者

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 運営委員 3名（両学部から各1名以上）
- (3) 監事 2名（両学部から各1名）

2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

3 運営委員は、運営委員会を構成し、会務の執行及び処理に当たり、監事は、会計の監査を行う。

4 会長は、経済学部長と経営学部長の互選による。

5 運営委員及び監事は、所属する学部の学部長の推薦に基づいて、会長が任命する。

6 役員任期は、2年とする。

(会員総会)

第6条 会員総会は、正会員により構成される本会の最高の議決機関とし、年1回定期に開催する。

2 会長は、必要がある場合には、会員総会を招集することができる。

3 会員総会は、正会員総数の過半数の出席をもって成立し、議決には、出席会員の過半数の合意を必要とする。

4 次の事項は、会員総会の議決を必要とする。

- (1) 事業の基本計画

(2) 予算及び決算

(3) その他必要な事項

(所管及び事務所)

第7条 本会は、成蹊大学経済学部及び同経営学部の所管とし、事務所を次に置く。

郵便番号 180-8633 武蔵野市吉祥寺北町3丁目3番1号

成蹊大学経済学部・経営学部共同研究室内

(会則の改廃)

第8条 本会則の改廃は、会員総会における出席会員数の3分の2以上の同意を必要とする。

附 則

この会則は、2020年11月1日から施行する。